

鳥取県告示第658号

平成20年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査を行うので、鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の目的

この調査は、ひとり親施策の利用者を中心として、県内の母子、父子世帯等の生活実態及びニーズを把握し、施策の充実を図ることを目的とする。

2 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 世帯の状況
- (2) 仕事の状況
- (3) 世帯の収入及び生活費の状況
- (4) ひとり親家庭になってから困ったこと
- (5) 行政施策、行政機関等の利用の状況及び行政機関に対する要望事項

3 調査対象

この調査は、県内の母子世帯、父子世帯及び青年養育母子世帯のうち、母子世帯にあつては、2分の1の割合で抽出した世帯、父子世帯及び青年養育母子世帯にあつては、全世帯を対象として行う。

4 調査基準日

平成20年10月1日

5 調査期間

平成20年10月10日から同月24日まで

6 調査方法

児童扶養手当受給者資格者台帳その他の情報により抽出した調査対象に対して県が調査票を送付し、記入された調査票を同封した返信用封筒により県へ送付する方法で行う。

7 調査の集計

調査の集計は、県が民間委託により行う。

8 結果の公表

この調査の結果については、平成20年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査結果報告書を作成し、公表する。